

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の第7の部(1)の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項の表を次のように改める。

区分		手数料の額	
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この第7の表において「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価書を添付する場合、又は住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	15,000円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	15,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	26,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	42,000円
確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	22,000円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	22,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	38,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	61,000円

その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		52,000円
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	52,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	118,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	187,000円
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		77,000円
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	77,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	176,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	280,000円

別表の第7の部(2)の項の表を次のように改める。

区分		手数料の額
住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書を添付する場合、又は住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認	一戸建ての住宅	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの
		12,000円
		12,000円

書（以下この項において「確認書」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	21,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	34,000円
確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		17,000円
	一戸建ての住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	17,000円
	以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	30,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	49,000円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		31,000円
	一戸建ての住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	31,000円
	以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	67,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	107,000円

	の		
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	45,000円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	45,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	99,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	159,000円

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。